

最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

2018年(平成30年)7月19日

兵庫県弁護士会 会長 藤 掛 伸 之

声明の趣旨

当会は、兵庫地方最低賃金審議会に対し、最低賃金に関する今年度の答申にあたり、最低賃金を大幅に引き上げるよう決定することを求める。

声明の理由

- 1 昨年、最終的に、兵庫地方最低賃金審議会は、前年度比25円増額の844円とする答申を行い、同金額が兵庫県の最低賃金額となった。しかし、最低賃金額である844円では、フルタイム（1日8時間、週40時間、月173時間）で働いたとしても、月収約14万6012円、年収約175万円に留まるため、若者層のみならずあらゆる世代で、賃金のみで自らの生活を維持し、将来にわたり安定した生活を確保していくことは困難である。
- 2 政府は、2010年（平成22年）の「新成長戦略」で2020年(平成32年)までに最低賃金を全国平均1,000円とするとされ、その後の2016年（平成28年）の「ニッポン一億総活躍プラン」では、将来的に最低賃金を全国平均1,000円とすることを謳っている。しかし、兵庫県の場合、「新成長戦略」に則り、2020年（平成32年）までに最低賃金を1,000円とするためには毎年52円の引き上げが必要であるところ、その後の「ニッポン一億総活躍プラン」では、毎年3%程度の最低賃金の引き上げとされているため、毎年24,6円程度の引き上げに留まり、時給1,000円に達するには2024年まで待たなければならない。

この点、仮に時給1,000円が実現された場合も、フルタイムで働いたとしても、月収約17万3000円、年収約207万6000円に留まるため、賃金のみで自らの生活を維持し、将来にわたり安定した生活を確保していくためには、十分な額とまでいえるものでもない。

- 3 最低賃金の水準で稼働する者の多くは、女性や若年層であり、非正規雇用が多い。賃金の格差が、若年労働者や女性の貧困を引き起こし、一旦生じた貧困が親から子どもへと連鎖し、子どもの教育格差や貧困が発生するという状況が我が国でも報告されている。最低賃金の大幅な引き上げによって、男女の賃金格差や世代間の賃金格差の解消を図り、我が国の将来を見据えた上で、働く者の間に横たわる格差から生じる貧困問題を早急に解消する必要がある。

また、兵庫県の平成29年度の最低賃金は最低賃金の全国加重平均848円を下回っており、兵庫県と東京都の最低賃金（958円）との格差は114円にまで広がるなど、兵庫県と東京都では最低賃金の月収にして約2万円の格差が生じる状況にあり、こうした都心部と地方の地域間格差の拡大は、井戸敏三兵庫県知事が「長期の減少局面に入っている」と発言する兵庫県の人口減少問題にも深刻な影響を及ぼしている。兵庫県の人口は1994年（平成6年）2月に550万人を突破し、2009年11月には560万478人に達したが、県外への転出が転入を上回る「転出超過」が進み、2017年（平成29年）には転出超過数が全国ワースト2位となった。転出超過の主要因となっているのは若者層の流出である。兵庫県は若者層への就職支援策などを行うが、中国・四国・九州の各地方からの転入も2008年（平成20年）当時と比べ半減している。兵庫県の人口は2060年にはさらに3分の1減少し、366万人まで落ち込むとも推計されている。兵庫県においては、最低賃金の迅速かつ大幅な引き上げによる都心部と地方の地域間格差の解消によって労働条件の改善を図り、中長期的な定住を期待できる若者層の生活を支えることが喫緊の課題となっている。

- 4 なお、最低賃金の引き上げに対しては、これまで中小企業の経営に影響を与えるなどの指摘がされてきたが、政府が、中小企業に対する補助金制度や減税措置等により中小企業の生産性を向上させ最低賃金の引き上げを可能にする環境を整備することで、中小企業の経営への影響を生じることは回避できる。
- 5 よって、当会は、声明の趣旨のとおり、兵庫地方最低賃金審議会に対し、今年度の最低賃金に関する答申にあたり、最低賃金額を大幅に引き上げるよう決定することを求める。